

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための文化審議会著作権分科会の議事の公開に関する当面の措置について  
(令和2年6月26日文化審議会著作権分科会決定)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための当面の措置として、本分科会（小委員会を含む。）の議事については、分科会長（小委員会の場合においては主査とする。）の判断により、会議の傍聴を認めることに代えて、事前に登録した者に対するインターネットを通じた生配信によって公開することができるものとする。

なお、これに伴い、会議資料（非公開とすべきものを除く。）については、会議の開始直前に文化庁ホームページに掲載することとする。